

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 4 号  
平成 19 年 8 月 8 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 予算の専決処分	(財 政 課) 1
○ 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)	(高 齢 者 支 援 総 室) 5
○ 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)	( " ) 5
○ 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(交 通 ・ く ら し 安 全 課) 5
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商 工 政 策 課) 5
○ " " " " " "	( " ) 6
○ " " " " " "	( " ) 6
<b>登 載 依 頼</b>	
○ 公用車の購入に係る一般競争入札の実施	(企 業 局 総 務 経 営 課) 7
○ レーザー弾速計一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部 科 学 捜 査 研 究 所) 10

## 告 示

### 熊本県告示第 676 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により平成 19 年 7 月 27 日付けで専決した平成 19 年度熊本県一般会計補正予算 (第 4 号) の要領は、次のとおりである。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第 9 号

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 733,034,861千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年7月27日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 103,250,623	千円 23,122	千円 103,273,745
	1 国庫負担金	35,139,623	23,122	35,162,745
2 繰入金		47,456,072	23,123	47,479,195
	1 基金繰入金	45,548,372	23,123	45,571,495
歳 入 合 計		732,988,616	46,245	733,034,861

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 76,103,706	千円 46,245	千円 76,149,951
	1 災 害 救 助 費	1,713	46,245	47,958
歳 出 合 計		732,988,616	46,245	733,034,861

**熊本県告示第 677 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス逍遙 阿蘇市内牧 973-1	有限会社エレク	平成 19 年 7 月 30 日

**熊本県告示第 678 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス逍遙 阿蘇市内牧 973-1	有限会社エレク	平成 19 年 7 月 30 日

**熊本県告示第 679 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として、平成 19 年 7 月 31 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	約束の旅路（カフェグルーヴ、ムヴィオラ） ドルフィンブルー（松竹） 西遊記（東宝）	少年を健全に育成するうえで有益である。

**公 告****熊本県公告第 676 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）熊本 oneSC  
熊本市南熊本一丁目 9 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - （1）設置する者  
株式会社丸美 代表取締役 宮崎隆  
福岡県福岡市中央区大名二丁目 4 番 5 号
  - （2）小売業を行う者  
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 20 年 9 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,914 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - （1）駐車場の収容台数  
259 台

- (2) 駐輪場の収容台数  
190 台
- (3) 荷さばき施設の面積  
120 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
43 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24 時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 19 年 7 月 25 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 8 月 8 日から平成 19 年 12 月 8 日まで

**熊本県公告第 677 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号ほか
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐輪場の位置及び収容台数  
変更前 157 台  
変更後 167 台
  - (2) 荷さばき施設の位置及び面積  
変更前 893 平方メートル  
変更後 894 平方メートル
  - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
変更前 280 立方メートル  
変更後 282 立方メートル
- 3 変更する年月日  
平成 19 年 7 月 25 日
- 4 変更する理由  
営業政策のため
- 5 届出年月日  
平成 19 年 7 月 24 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課  
平成 19 年 8 月 8 日から平成 19 年 12 月 8 日まで

**熊本県公告第 678 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号ほか
- 2 変更したとする事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
藤田株式会社	サンロード株式会社

代表取締役 藤田勲 球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号	代表取締役 尾方春敏 球磨郡錦町西字打越 715 番 32 号
ジャスフオート株式会社 代表取締役 本田進	スナップス販売株式会社 代表取締役 西原浩二
株式会社ベスト電器 代表取締役 北田葆光 福岡県福岡市中央区那の津二丁目 1 番 12 号	代表取締役 有菌憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
セガミメディクス株式会社 代表取締役 瀬上修 大阪府大阪市中央区南船場二丁目 7 番 30 号	(退店)
株式会社九州モニター 代表取締役 青山観一 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 4 号	(退店)
益田正弘 球磨郡上村大字乙 195 番 16 号	(退店)
株式会社クレス 代表取締役 森山昌直 福岡県福岡市博多区住吉三丁目 14 番 12 号	(退店)
板垣れいこ 宮崎県えびの市原田 3049 番 1 号	(退店)
(新規出店)	株式会社鳥居 代表取締役 鳥居眞弓 熊本市健軍本町 1 番 3 号
(新規出店)	小林実子 人吉市相良町 1141 番地 1
(新規出店)	株式会社サン・イトミヤ 代表取締役 五嶋義雄 宮崎県宮崎市橘通東三丁目 5 番 24 号
(新規出店)	株式会社ぶーけ 代表取締役 土井素直 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目 5 番 6 号

- 3 変更の年月日  
平成 19 年 7 月 24 日
- 4 変更する理由  
小売業者の入れ替えのため
- 5 届出年月日  
平成 19 年 7 月 24 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課  
平成 19 年 8 月 8 日から平成 19 年 12 月 8 日まで

### 登載依頼

#### 熊本県企業局公告第 3 号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 19 年 8 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量  
企業局公用車 2000cc クラス (SUV 型・リアルタイム 4WD) 1 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 納入期限  
平成 19 年 9 月 21 日（金）
- (4) 納入場所  
熊本県企業局 発電総合管理所
- (5) 入札方法
  - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件を全て満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県企業局へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 8 月 8 日（水）から平成 19 年 8 月 15 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日（火）までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続き  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日（火）から平成 20 年 7 月 31 日（木）までに行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 8 月 8 日（水）から平成 19 年 8 月 24 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 提出書類



- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県企業局 総務経営課 管財班(県庁行政棟新館8階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2593
- 6 入札手続き等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年8月8日(水)から平成19年8月24日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年8月31日(金) 午前11時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁北側会議棟302号室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成19年8月24日(金)までに5に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札  
ケ 二以上の意思表示を行った入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊研公告第 59 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
レーザー弾速計（株式会社小野測器製 LS-3000）一式
- (2) 借入物品の規格、品質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間  
平成 19 年 12 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日まで
- (4) 納入期限  
平成 19 年 11 月 30 日（金）
- (5) 納入場所  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては 84 月賃借料率で計算すること。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格などに関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) 納入物品の仕様を示す書類を平成 19 年 8 月 24 日（金）午後 5 時までに 3 に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。
- (3) 熊本県内に本社、支社、又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 4 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 契約条項を示す場所

熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係（熊本県警察本部庁舎 6 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 4713

#### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間

- 平成 19 年 8 月 10 日（金）から平成 19 年 8 月 21 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所  
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成 19 年 8 月 29 日（水）午後 3 時から
- イ 場所  
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
4 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 8 月 28 日（火）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入月数（84 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（84 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
(8) その他詳細は、入札説明書による。